

《保護者の皆様へ》

令和5年度 青梅市の学校給食について（小学校）

令和5年4月

青梅市立学校給食センター

1 学校給食費について

保護者の皆様には食材の実費相当分を学校給食費としてご負担いただきます。

区分	学校給食費の月額	一食あたりの単価
小学校第1学年および第2学年	3,850円	230円
小学校第3学年および第4学年	4,100円	245円
小学校第5学年および第6学年	4,350円	260円

※3月分については、年間給食回数により調整した額となります。

※学校給食調理場運営のための施設費、設備費、人件費、光熱水費等のほかに、保存食等の食材費、学校給食費の口座振替にかかる金融機関に支払う口座振替手数料等は市が負担します。

2 年間給食基本回数 185回（1年生は169回）

※年間給食回数が年間給食基本回数を超えた場合は、**超えた回数×一食あたりの単価を、3月分の月額に加えて負担していただきます。**

（例）2年生の年間給食回数が188回の場合

$$3回 \times 230円 + 3,850円 = \underline{4,540円}$$

※年間給食回数が年間給食基本回数より少ない場合は、3月分の月額から減額させていただきます。

3 学校給食費の取扱いについて

(1) 納付方法

原則として口座振替で納付していただきます。ご指定いただいた口座の預金残高が不足とならないようにご協力をお願いいたします。

(2) 口座振替日（納期限）

口座振替日（納期限）は、下表のとおり年11回の予定です。口座振替日（納期限）は各月の末日（12月は28日）ですが、その日が土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日になります。

ただし、小学校1年生は4月分の口座振替はありません。5月分から開始となり、6月末日が初回の口座振替日となります。

該当月	4月分	5月分	6月分	7月分	9月分	10月分
口座振替日	5月31日	6月30日	7月31日	8月31日	10月2日	10月31日
該当月	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	
口座振替日	11月30日	12月28日	1月31日	2月29日	4月1日	

※残高不足等により、口座振替ができなかった場合は、督促状とともに納入通知書を送付しますので、金融機関等の窓口でお支払いください。次の振替日に未払額を合計して振替えることはできませんので、ご注意ください。

(3) 学校給食を停止される場合

ケガや病気等で長期間欠席することが明らかになった場合や、食物アレルギー

ギーのため給食を喫食できない場合は、「青梅市学校給食変更届出書」の提出が必要となります。手続きにつきましては、担任の先生にご相談ください。また、給食を再開する場合も、届出が必要となりますので、手続きをお願いいたします。

月の途中で停止された場合は、月額から、連続して学校給食の提供を受けない6回目以降のその月の給食実施日数×一食あたりの単価を差し引いた額を徴収させていただきます。

ただし、給食を止める手続きをしていない場合は日割計算となりませんので、必ず手続きをしてください。

(4) 中途転出入および市内転居の場合

中途転入…転入学した日以降のその月の給食実施日数×一食あたりの単価を徴収します。ただし、その金額が月額を超える場合は、月額を徴収します。

中途転出…転出した日以前のその月の給食実施日数×一食あたりの単価を徴収します。ただし、その金額が月額を超える場合は、月額を徴収します。

市内転居…転居前の学校あるいは新しく移った学校のどちらかで月額を徴収します。



小学校イメージ
キャラクター
うめミルクちゃん

4 食物アレルギーの対応について

食物アレルギーをお持ちのお子様への対応として、給食センターから使用食材について詳細をお知らせすることができますので、希望される場合は、担任の先生にその旨をお申し出ください。

5 学校給食費の充当について

学校給食費の納入後に、給食の停止等により金額が変更になった場合には、過納分を翌月以降の学校給食費に充当することといたします。

充当以外の方法がよろしい場合には、学校給食センターまでお知らせください。

6 学校給食費納付のお願い

学校給食費は、学校給食法にもとづき、食材費相当額を保護者等でご負担いただくものです。そのため、学校給食費の未納は、食材の購入に支障をきたすこととなりますので、未納のないように納付してください。

青梅市では、学校給食費債権回収事務を、弁護士事務所へ委託しています。指定期限までに納付されない場合は、弁護士事務所が対応することとなりますので、ご承知おきください。

また、滞納が長期に渡ると、本来なら払う必要のない遅延損害金もご負担いただくこととなります。

以上